

# 福岡県公報

令和 2 年 12 月 11 日  
第 159 号

## 目 次

### 告 示 (第934号 - 第941号)

- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 1
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) ..... 2
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) ..... 2
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 4

### 公 告

- 総合特別区域法に基づく指定法人の法人の名称及び主たる事務所の所在地の変更 (商工政策課) ..... 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 5
- 建設業の営業の停止 (建築指導課) ..... 5
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
- 種畜証明書の交付 (畜 産 課) ..... 6

### 監 査 委 員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) ..... 7
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) ..... 13

### 再 掲

- 家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒の実施 (畜 産 課) ..... 15
- 福岡県資源管理方針の策定 (水産振興課) ..... 15

### 正 誤

- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (令和 2 年 7 月福岡県告示第622号) 中正誤 ..... 19

## 告 示

### 福岡県告示第934号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の 2 第 1 項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 の規定により次のように告示する。

令和 2 年 12 月 11 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示 (重要流域 (平成29年 3 月 21 日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。) に係るものを除く。) で定めるところによる。  
平成 8 年 4 月 8 日農林水産省告示第503号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第935号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
宮居82	けいあいクリニック	宮若市宮田4795	R2・10・1	訪看・訪り・通 り・居管・予訪 看・予訪り・予 通り・予居管
宰居115	よしだ薬局 太宰府五条店	太宰府市五条二丁目4-5	R2・10・1	居管・予居管
八女居137	ベンリー薬局 八女総合病院前店	八女市高塚568-1	R2・10・1	居管・予居管
宮居83	いそみつ薬局	宮若市鶴田2051-18	R2・10・1	居管・予居管
筑紫居134	ツクイ筑紫野	筑紫野市原田八丁目4-3	R2・10・1	訪介・一号訪
筑紫居135	ツクイ筑紫野	筑紫野市原田八丁目4-3	R2・10・1	通介・一号通
宰居114	ツクイ太宰府	太宰府市国分三丁目1-30	R2・10・1	通介・一号通
宰支33	ツクイ太宰府	太宰府市国分三丁目1-30	R2・10・1	居支
飯居328	デイサービス百舞	飯塚市八木山696-5	H28・4・1	地通介・一号通

## 福岡県告示第936号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧 所 在 地	新所在地	変更年月日
飯居277	アサヒサンクリーン在宅介護センター飯塚	飯塚市川津舞の浦116-26	飯塚市堀池117-2 堀池テナント1階	R2・9・1
宗遠居32	ヘルパーステーションこころ	遠賀郡遠賀町大字別府3521-1	遠賀郡遠賀町大字虫生津302番地	R2・1・1
田川介福10	特別養護老人ホーム方信園	田川郡福智町伊方2594	田川郡福智町伊方2611-1	H19・12・6

## 福岡県告示第937号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
宰介17	中川内科医院	太宰府市五条二丁目9-37	R2・9・30
北筑後居8	フラワー薬局朝日店	朝倉郡筑前町朝日584-5	R2・9・19

遠介薬62	マリン調剤薬局	遠賀郡遠賀町松の本一丁目4番7号	R 2・9・30
柳介訪3	昭代訪問看護ステーション ハーモニー	柳川市久々原70-1	R 2・3・31
飯居355	ひかり訪問看護ステーション	飯塚市西徳前13-6	R 2・10・31
春居46	有料老人ホームグッドタイム ホーム2・春日	春日市平田台一丁目138-2	R 2・9・30
像支47	ケアプランセンター はるいろ	宗像市赤間駅前一丁目9-1 ドメールM 5階501	R 2・9・30
春居126	グループホームイコロの里	春日市平田台一丁目138-2	R 2・9・30

**福岡県告示第938号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	水田川線	前	柳川市立石885番1先から 柳川市蒲生975番1先まで	6.5 ～ 13.0	205.5
			後	柳川市立石885番1先から 柳川市蒲生975番1先まで	9.9 ～ 14.4	205.5

**福岡県告示第939号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北九州市小倉南区大字湯川字大谷139の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第940号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市荷原字坂ノ下699の1、699の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字坂ノ下699の1・699の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第941号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字山内1419の1

#### 2 指定の目的

水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

### 公告

総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第7項の規定に基づき、指定法人から法人の名称及び主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のように公示する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 法人の名称の変更

変更前の法人の名称	変更後の法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	変更年月日
九州河西株式会社	河西工業ジャパン株式会社	神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地	平成30年10月16日	令和2年10月1日

#### 2 主たる事務所の所在地の変更

法人の名称	変更前の主たる事務所の所在地	変更後の主たる事務所の所在地	指定年月日	変更年月日
河西工業ジャパン株式会社	大分県宇佐市大字神子山新田200番地	神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地	平成30年10月16日	令和2年10月1日

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和2年11月19日糸島市告示第261号）

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和2年11月19日糸島市告示第262号）

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
福岡市手光字通り堂1792番2、1792番3、1792番7、1804番1、1804番2、1804番5から1804番7まで、1804番9、1806番2、1806番3、1806番7及び1806番8
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区諸岡五丁目7番6号  
株式会社 T. M. G  
代表取締役 松本 龍憲

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
令和2年11月16日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
ザ・モール春日店 春日市春日五丁目17番地	アクロスモール春日 春日市春日五丁目17番地

### 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小川 洋

- 処分をした年月日  
令和2年12月1日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
(株) ガリレオコーポレーション	福岡市博多区上牟田一丁目7番6号	百合永 勝彦	平成29年2月28日 福岡県知事許可（般-29, 2） 第106360号

### 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

#### (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

#### (2) 停止期間

令和2年12月15日から令和2年12月18日までの4日間

### 4 処分の原因となった事実

(株) ガリレオコーポレーションは、民間工事において、管工事業の建設業許可を

受けずに、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を2件締結した。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 処分を受けた事業者

##### (1) 名称

株式会社B I R D

##### (2) 所在地

広島県東広島市高屋町杵原1071番地の3

##### (3) 代表者

代表取締役 八家 大作

#### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

#### 3 処分の年月日

令和2年11月10日

#### 4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当する。

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

（1 工区）福津市手光字峠28番1及び28番4から28番24まで、字冠89番3及び90番4から90番6まで並びに字堂ノ向151番1及び151番4から151番8まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

#### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宗像市泉ヶ丘二丁目344番地66

有限会社ウッドヒル

取締役 赤星 登志子

### 公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年12月11日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 肉用牛（黒毛和種）

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
11380853255	華龍2785	平成27年8月23日	鳥取県東伯郡琴浦町	1級	個人有	筑後市北島 和幸

#### 2 馬（KWPN種）

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21440020001	アブドラード ワイエイチ	平成17年6月18日	オランダ	2級	個人有	宗像市 有限会社カナディ アンキャンプ乗馬 クラブ

## 3 馬（アラブ種）

種畜証明書 番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検査 成績	所有者 の区分	飼養者の住所 及び氏名
21440020002	バイタル	平成12年3月26日	アメリカ	級外	個人有	宗像市 有限会社カナディ アンキャンプ乗馬 クラブ

## 4 馬（クォーターホース種）

種畜証明書 番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検査 成績	所有者 の区分	飼養者の住所 及び氏名
21540010001	ゴールドエン バージャック	平成16年6月22日	北海道 網走市	級外	個人有	宗像市 有限会社カナディ アンキャンプ乗馬 クラブ

## 5 馬（その他）

種畜証明書 番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検査 成績	所有者 の区分	飼養者の住所 及び氏名
21840010001	ノーザンアポ ロ	平成15年1月23日	オースト ラリア	級外	その他	糸島市 コンラッドホース ファーム

**監査委員**

**監査公表第24号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査の結果（平成31年3月18日30監総第895号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月11日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三  
同 行 正 晴 實  
同 世 利 洋 介  
同 長 裕 海

2 教財第974号  
令和2年11月24日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿  
同 行正晴實 殿  
同 世利洋介 殿  
同 長裕海 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
社会教育総合センタ 一	委託契約に基づく徴収金において、収入科目を誤っていた。	収入科目については、平成31年1月に正しい科目である「雑入」に更正した。 今後、徴収金の収入科目を決定する場合は、財務規則等の関係法令を必ず確認することを徹底し、再発防止を図ることとした。 また、平成31年3月、本庁財務課から所属長及び出納員に対し、所属内での指導、財務規則等の確認の徹底による適正な事務処理に取り組むよう通知を行った。

福岡聴覚特別支援学校	特別支援教育就学奨励費において、算定を誤ったため、支給不足及び支給過大となっていた。	支給額の不足及び過大については、平成31年2月に追給及び返納を行った。 担当者は、「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」に基づいて当該奨励費を算出し、事務長はその後確認を徹底することとした。 また、担当者及び事務長は、奨励費に係る研修を必ず受講し、その後事務長が研修内容を他の職員にも周知徹底することで再発防止を図ることとした。 平成31年3月、本庁財務課から所属長及び出納員に対し、所属内の指導、財務規則等の確認の徹底による適正な事務処理に取り組むよう通知を行った。
福岡農業高等学校	工事請負契約において、契約保証金を徴していなかった。	担当者及び事務長は契約保証金に係る財務規則の規定を再確認するとともに、再発防止のため、今回の指摘内容と規定を引継書に記載し、確実に引き継ぐこととした。 また、担当者と事務長は、毎年度、会計事務研修会や出納員研修会を受講し、その後に事務長が学校内で研修を行うことで誤処理の再発防止を図ることとした。 平成31年3月、本庁財務課から所属長及び出納員に対し、所属内の指導、財務規則等の確認の徹底による適正な事務処理に取り組むよう通知を行った。

浮羽工業高等学校	工事請負契約において、契約保証金を徴していないかつた。	<p>担当者及び事務長は、契約保証金に係る財務規則の規定を再確認するとともに、再発防止のため、契約の際、契約保証金の徴収や免除に係る根拠規定や関係資料の確認を徹底することとした。</p> <p>また、担当者と事務長は、毎年度、会計事務研修会や出納員研修会を受講し、その後に事務長が事務職員に研修を行い、適正な事務処理を徹底させることで再発防止を図ることとした。</p> <p>平成31年3月、本庁財務課から所属長及び出納員に対し、所属内の指導、財務規則等の確認の徹底による適正な事務処理に取り組みよう通知を行った。</p>
----------	-----------------------------	---

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	庁舎等維持負担金において、下水道使用料に係る経費を徴収していなかった。	行政財産目的外使用に伴う庁舎等維持負担金に係る下水道使用料について、未徴収であったものは平成30年12月に徴収した。 総務室長（出納員）は、下水道使用料を徴収する場合の適正な算定方法について確認するとともに、総務班長及び担当者に指導した。 また、使用許可の対象について、下水道使用料の有無の確認を徹底し、再発防止を図ることとした。
	庁舎等維持負担金において、下水道使用料に係る経費を徴収していなかった。	行政財産目的外使用に伴う庁舎等維持負担金に係る下水道使用料について、未徴収であったものは、平成30年11月に徴収した。 事務長（出納員）は、下水道使用料を徴収する場合の適正な算定方法について確認するとともに、担当者及び関係職員に指導した。 また、使用許可の対象について、下水道使用料の有無の確認を徹底し、再発防止を図ることとした。
	授業料において、調定が117日遅延していた。	授業料の調定時期を失しないように、事務スケジュールを事務室内の行事予定表等に記載し、職員全員で確認していくこととした。 上司もこのスケジュールに基づき、業務の進捗状況を担当者に随時に確認し、必要な指示を行うことで再発防止を図ることとした。

教育委員会	特別支援教育就学奨励費において、通学費の認定を誤ったため、支給不足となっていた。	認定誤りについて、平成31年2月に追給した。 今後、通学費の認定においては、申請書を交通手段（自家用車、公共交通機関など）ごとに仕分けし、確認を行っていくこととした。 また、上司は、通学費について、往復利用者を片道利用者としていないかなど、認定内容に誤りがないかの確認を徹底し、再発防止を図ることとした。
	特別支援教育就学奨励費において、学用品・通学用品の算定を誤ったため、支給不足となっていた。	算定誤りについて、平成31年3月に追給した。 今後は、届出書の提出後直ちに内容を確認することとし、複数の事務職員で、算定した支給額の確認を徹底することとした。 上司も決裁の際に、支給額と添付書類を照合・確認することを徹底し再発防止を図ることとした。
	その他需用費（修繕料）において、支出負担行為決議書による決裁前に修繕工事を発注していた。	担当者及び出納員は、事前伺の際に、所独自に、予算の有無について確認する項目を追加した会計事務子エクシートを用いて確認を徹底することとした。 また、出納員は、会計事務研修会等を必ず受講し、その後に事務職員全員に対し研修を行い、適正な事務処理を徹底させることで、再発防止を図ることとした。

**監査公表第25号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査の結果（令和2年3月30日1監総第294号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月11日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

2保総第2312号  
令和2年11月20日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿  
同 行正 實 殿  
同 世利 介 殿  
同 長 裕 海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年3月30日1監総第294号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の属する部署名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費について、老齢基礎年金及び老齢厚生年金を収入認定すべきところ、これを行わず、支給過大となっていた。	<p>支給過大については生活保護法第63条に基づき返還させた。</p> <p>本件は、夫の死亡に伴い、夫婦二人世帯として支給することを決定していた生活保護費の振込手続きを中止した上で、妻一人分の生活保護費を支給することとしたが、生活保護システムの自動計算では対応できない事例であったため、手計算により生活保護費を算定した際に、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の収入の認定をしていなかったものである。</p> <p>再発防止策として、担当者は、手計算により生活保護費を算定する場合は、その計算式を保護決定調書の決定理由の余白欄に記述し、上司は、その内容の確認を徹底することとした。</p> <p>また、出先機関との各種会議において、本件監査結果と講じた措置を周知することで情報を共有することとし、事務監査、巡回指導の機会を活用し、改善状況の確認を行うこととした。</p>

## 再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

### 福岡県告示第889号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき、次のように消毒を実施すべき旨を命ずる。

令和2年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 実施の目的

福岡県宗像市において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、当該家畜伝染病のまん延を防止するための緊急措置として、家さん飼養施設での消毒薬の散布を徹底するもの。

#### 2 実施する区域、実施の期日、実施の対象及び実施方法

次の表に掲げるとおりとする。

実施する区域	実施期日	実施の対象	実施方法
知事が高病原性鳥インフルエンザのまん延防止上消毒が必要と認めた区域	令和2年11月28日から 令和2年12月25日まで	100羽以上の飼養鶏農場及びその他家畜防疫員が必要と認める家さん飼養施設	消石灰等の消毒薬の飼養施設内（家さん舎周囲及び施設外縁部）散布

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

### 福岡県告示第889号の3

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福岡県資源管理方針を次のように定め、令和2年12月1日から施行する。

令和2年11月30日

福岡県知事 小 川 洋

福岡県資源管理方針

#### 第1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の生産量で7.0万トン、生産額は295億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

#### 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

#### 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

##### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

##### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

##### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知

事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

#### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

#### 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

##### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

#### 3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

#### 第6 その他資源管理に関する重要事項

##### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

##### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た

上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-4 くろまぐろ（30キログラム以上のものに限る）」までに、それぞれ定めるものとする。

（別紙1-1）

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域
  - ②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
  - 全ての漁業（大臣管理区分を除く）
- ③ 漁獲可能期間
  - 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
  - 陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
  - 陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まき網漁業（福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「調整規則」という。）第4条第1項第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
まき網漁業	664隻日

（別紙1-2）

第1 特定水産資源

まいわし

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域  
福岡県海域
- ② 対象とする漁業  
全ての漁業（大臣管理区分を除く）
- ③ 漁獲可能期間  
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）  
陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
まき網漁業	664隻日

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（30キログラム未満のものに限る）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域  
福岡県海域
- ② 対象とする漁業  
全ての漁業（大臣管理区分を除く）
- ③ 漁獲可能期間  
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）  
陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（30キログラム以上のものに限る）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

福岡県海域

② 対象とする漁業

全ての漁業（大臣管理区分を除く）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同左番号	ページ	欄		行	備考	正	誤						
					上	下										
2.7.28	122	告示	622	2	○			表中	<table border="1"> <tr> <td>区域の名称</td> </tr> <tr> <td>松崎<sup>○</sup>4丁目-2</td> </tr> <tr> <td>名島<sup>○</sup>5丁目-2</td> </tr> </table>	区域の名称	松崎 <sup>○</sup> 4丁目-2	名島 <sup>○</sup> 5丁目-2	<table border="1"> <tr> <td>区域の名称</td> </tr> <tr> <td>松崎<sup>●</sup>四丁目-2</td> </tr> <tr> <td>名島<sup>●</sup>五丁目-2</td> </tr> </table>	区域の名称	松崎 <sup>●</sup> 四丁目-2	名島 <sup>●</sup> 五丁目-2
区域の名称																
松崎 <sup>○</sup> 4丁目-2																
名島 <sup>○</sup> 5丁目-2																
区域の名称																
松崎 <sup>●</sup> 四丁目-2																
名島 <sup>●</sup> 五丁目-2																